

取引企業様への誓約書の提出のお願い

取引企業各社 殿

平成27年2月25日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長 鈴木 正隆

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

弊機構では、競争的資金等取扱規程、研究開発活動不正行為告発規程等に基づき、研究活動の不正行為防止や研究費の不正使用の防止に努めてまいりましたが、平成26年2月18日に文部科学省において「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が改正され、不正を事前に防止するための適正な運営・管理活動の一つとして、「取引業者に誓約書^{*}等の提出を求める」ことを要請されました。

今般、弊機構では当該要請を受け、不正防止対策を積極的に行うため、原則として弊機構と取引のある全ての企業の皆様から誓約書の提出を求めることといたしました。

今後、弊機構との契約締結にあたっては、誓約書の提出を前提条件とさせていただきます。何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。つきましては、下記のとおり「誓約書」のご提出をお願いいたします。

※誓約書に求める事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」第4節 研究費の適正な運営・管理活動の（実施上の留意事項）②（ガイドライン20ページ）をご参照ください。

ガイドラインは、以下のURLから参照することができます。

https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf

敬具